

[08_11/12] 図書館情報 : 九州大学附属図書館月報
: 8(11/12)

<https://doi.org/10.15017/18276>

出版情報 : 図書館情報. 8 (11/12), pp.65-70, 1972-11-25. 九州大学附属図書館
バージョン :
権利関係 :



大学における図書館の位置

—— 一利用者としての管見 ——

佐々木 一 義

第二次世界大戦後、平和な文化国家建設を旗印として再出発した我が国で、住みよい社会を打ち建て、世界の平和に寄与するために、長い年月に亘ってしかも日夜学術文化の向上に身を削り骨を粉にしながら努力している人々が報われることが少なく、彼等のおかれている状況も決して恵まれているとはいえないのが現状である。大学における図書館の存在についても、ほぼ同じようなことがいえる。大学図書館は、「教員にとっては研究と調査、学生にとっては、学修と教養の場である」(大学図書館改善要項)と規定され、「大学における教育、研究活動の重要な機関であるとともに、総合的教養の場としての役割を果たす」(大学図書館設置規準要項)ことが要請されている大学の図書館は、果してどの程度この規定や要求に添い得るような使命遂行に相応しい状況におかれているだろうか。一言にしてつくすなら、大学における図書館の影はうすい、といえるであろう。

その由って来るところは、一つの欠陥の改善が直ちに図書館の持つ存在意義を完全に充し得る程に単純なものではなくて、その根は深く、しかも多岐に亘る困難な問題を内に含んでいることにある。その一つ一つを今ここで列挙する暇は私にはない。だが根本的には大学における図書館の存在意義が大学人によって完全には認識されていないことが図書館をして現在のよう状況においたとも考えられる。だから教師、研究者、学生そして事務職員、いわば大学人一人一人が特に注意せねばならないことは、大学図書館が大学に付属する図書館である限り、学びながら問う、つまり学問する場、いいかえると教育と研究との場であることを基本的な目標とする大学の活動の重要な役割を果たす一つの機関である、という私たちには自明なそして単純な事実なのである。それを大学人がどのような形で受け止め、そして受け止むべきか、そこに大学において図書館の存在価値を高めその意義を充たす根本的なキー・ポイントが横たわっている。

大学における教育は、たとえそれが各教師独自の研究によって裏付けされたものであっても、教師が単に学生に専門分野における知識を伝達するにとどまり、学生も与えられる知識をそのまま受身的に吸収するものとして理解されてよいであろうか。高等学校までの教育においては「或る程度」それも許されるであろう。なる程私たちは、先人の一つの考え方による思想内容について、一つの史観、一つの人生観或は人間観に基づく各専門分野における知識について、学んでいるし学ばねばならない。だがそれらはすべて彼等先人自身の考え方や立場によって作られた一つの足跡であるにすぎない。作られて作る人間はこのような既成の必然的過去の所産をただ習い模倣する、即ち学んでそれに限定されるだけで満足すべくもない。学びに徹すれば、やがてはそれを突き抜けて先人の主題とした問題や考え方について自ら問い返さざるを得なくなる。大学における教育はまさに学ぶことで能事終れりとするのではなくて、それを超えて自ら新しく問題を提起しそれへの解答を自ら探究する主体的な積極性を培うことを目標とするのでなくてはならない。「教室並びに研究室の延長或はその一部」として、このような自主的能動性を養うに相応しい場、それこそ研究と教

育との活動に奉仕する重要機関としての大学の図書館である筈である。

主として図書や研究或は情報資料に依存する人文、社会系の教師、研究者そして学生と実験なくしてはその学問成立の可能性が考えられない自然科学系のこれら大学人とは、図書館の利用度やそれに対して持つ理念は自ら異なるものがあるであろうが、たとえこのように程度の差はあっても、教師、研究者そして学生が大学における図書館の存在意義に対する深い認識とそれに基づく理解を持つならば、とりわけ教師や研究者が自らの研究室における図書や資料を私有物視することがないならば、図書館が単なる研究室に集積した不要の図書と資料との堆積場となり保管庫化して、大学における無用の長物になり終ることはないであろう。

とはいえ、このように大学の図書館を利用する大学人の在るべき基本姿勢を明かにしただけでは問題の解決にはならない。むしろ図書館を運営する職員自身の持つ改められねばならない意識の変革によってこそ、図書館が大学に持つ地位の向上は期待し得るといえる。

大学も学校 (School; Schule) である限り、もともと「暇 (Schöle)」でなくてはならない。だがしかしこの場合、大学が「学問」をする場であることを認識するなら、「暇」としての学校、つまり大学における暇はただマージャン、バチンコそしてボウリング等に時間を費すことではなくて、„theorein (観想する)” するための暇でなくてはなるまい。この暇を利用することによって教師や研究者をして自己の研究を正しく教育に反映し、それによって触発された問題を深めて他の研究との関連を探り、学生をして総合的見地に立つ社会人としての素地を培わしめると同時に、学生自身もそれへ向って自己を掘り下げて疎外された自己を回復するに相応しい場、それが大学の図書館である。なる程これまでの図書館は多様な専門分野における教師、研究者によって請求せられるままに図書や資料を収集保管し提供する役割は果して来た。だが図書や資料の保管庫としての、或は求められるままにそれを提供する役割に甘んずるのではなくて、つまり利用者を漫然と待つ消極的姿勢に安住するのではなくて、図書館自身が積極的に教師、研究者そして学生が一体何を求め、どのような方向にその道を辿ろうとしているのか、彼等大学人の一般的動向をなんらかの方法によって把握し、「利用者が真に求める」資料を収集すると同時に、細分化された各研究分野を横に関連せしめ、ともすると自らの固い殻に閉じこもりがちなるこれら大学人の視野を拡大するよう働きかける積極的主体性へと方向を転ずる必要があろう。数多くの貴重な図書や資料は、自らの見出した自らの問題を自ら解決しようとする学問的情熱を有する者にとってのみ存するのであって、かかる意志を持たない者にこれらを強制する機能は図書館にはないからである。

図書館がこのように消極的姿勢より積極的なそれへと大きく転回する一つの途は、情報化の時代に突入した現代、図書館が収集した各研究分野における資料或は情報を出来るだけ速かにしかも安価に提供することにある。それは従来の大学図書館に欠けていたその業務の機械化を媒介とすることなしには可能ではない。このことがそのまま、大学内の閉鎖性を打破して、厚い壁に隔てられた各研究分野を連絡、総合そして調整して学問をする者のすべてに開放され、利用される総合大学を、名実ともに実現する重要な役割を演ずることになるであろう。

それにしても多くの非常勤職員を加えて辛じてその運営に当らざるを得ない程に図書館職員の定足数が絶対的に不足しているさまを、そして、毎年のように提出される学内振替予算の要求を以てしてもなお完全にその機能を発揮出来ない程に図書館予算の貧弱である姿を眼のあたりにする時、いかに研究と教育の場としての大学の基本姿勢を論じ、図書館の在るべき姿を浮彫りにして見ても、所詮それは絵にかいた餅でしかなくなるであろう。大学図書館を真にその在るべき位置におき、スコールを有効に利用する者にとって、叩けば限りなく開かれて行く知識の宝庫であり教養の泉であらしめるためには、大学事務当局はもちろん、文部省にも大学における図書館の存在意義についてもっと深い認識を持ち、それに基づいて図書館の機能を遺憾なく発揮し得るに足る予算の配当を強く要請せざるを得ない。そうでなければ、図書館は炬火をかかげて学問に志し学問的情熱を燃し続ける大学人を導く教師たることは出来ないであろう。

(ささき・かずよし：教養部教授)

昭和47年度図書館等職員著作権実務講習会 (大阪会場)に参加して

江 崎 尚 武

文化庁主催の講習会が、8月21日より3日間大阪大学で行われたが、実務担当者として参加する機会を得たので、その概要と感想を少しのべてみることにしたい。新著作権の施行にともない、昨年度東京において第1回の講習会が開催され、今回はその2回目にあたるわけで、著作権法施行令(昭和45年政令第335号)第1条第1項に掲げる図書館その他の施設の職員に対して図書館等の実務に必要な著作権に関する知識を修得させるのが、この講習会の趣旨である。日程は次の通りであった。

8月21日(月)

開講に先だって、文化庁文化部長鹿海信也氏より次のような訓話があった。「知的所産の集積が新しい文化の基盤となり得るためには、手を拱いて利用を待つのでなく、積極的な図書館活動というものが要求されている。だが一方では、一定の条件のもとでという制約があるので、著作権法を十分に理解するとともに専門的知識が必要となる」

著作権法(総論1) 著作権法序論(著作権課長補佐・大家重夫) (1)著作権制度の基本理念 (2)著作権制度の骨格 (3)国際著作権界の動向と著作権制度における問題点——特に知的所有権と言われる工業所有権・著作権・著作隣接権および新著作権が出来上がるまでのいきさつや、その基本理念などについて説明があった。

著作権法(総論2) 著作権法概論(著作権課法規係長・佐々木正峰) (1)著作者の権利 (2)実演家・レコード製作者・放送事業者の権利 (3)著作物・実演等の利用 (4)救済制度 (5)登録制度——講習会テキストおよび著作権関係法令集を使用して、逐一例題をあげ、特に著作物とは何か、また著作者の権利とはどういうことか等について詳しい説明があった。**著作権法(各論) 図書館実務と著作権**(著作権課事務官・高岡浩二) (1)図書館資料の複製 (2)図書館資料の抄録 (3)文献目録 (4)図書館等で作成する刊行物 (5)レコードコンサート——テキスト、法令集および条約集を使用し、種々例題を取り上げながら、特に著作権法第31条の立法趣旨および図書館における複製が認められる場合等について詳しい説明があった。

8月22日(火)

著作権法・著作権制度史(著作権審議会専門委員・伊藤信男) (1)著作権制度の起源と発達 (2)各国制度の沿革——ギリシャ・ローマ時代からゲーテンベルグの活版印刷術の発達までと、その後の発達の過程を、(1)特許時代 (2)立法時代 (3)国際時代に区分して説明があった。なお、日本の発達過程をさらに上記のように、特許時代、立法時代、国際時代の3つに区分し、英・仏・独・米などの外国事情についても詳しい解説があった。**著作権法・条約論**(著作権審議会委員・野村義男) (1)著作権 (2)隣接権 (3)著作権および隣接権に関する最近の国際活動 (4)WIPO, BIRPI, ユネスコの活動 (5)ベルヌ条約、万国著作権条約の1971年7月改正条約——新著作権法と著作権条約との関係やベルヌ条約・万国著作権条約・ベルヌ条約の基本原則、その他科学技術の進歩にともなう衛星放送と著作権、コンピューター等の新しい問題に関する国際活動についても説明があった。**著作権法実務演習**(著作権課・高岡浩二) (1)図書館実務と著作権についての演習問題の実施 (2)演習問題の解説——著作権法全般にわたって15問出題され、1時間の筆記試験が行われ、16時よりそれらの問題についての解説があった。

8月23日

著作権実務演習(著作権課・3係官) 質疑応答に大方の時間が費やされたが、共産国・中国の実状、政府刊行物、米国の著作権法、紀要等の著作権、保護年数の計算方法、個人または家族的とはどういう範囲か、図書館で複写した場合の著作権法上の責任は等の質問に対する回答があった。

この講習会で、著作権法の概略があらかた呑みこめたような気がする。著作権法とは厄介なものだと決めこんで最初から敬遠することが多いが、講習会に参加できたおかげでその気持も幾分薄らいだ。だが著作権法と大学図書館の現状があまりにもかげ離れ、どちらかといえば厳しすぎるものとして受け取られ、またそれだけの問題も含んでいる向きもある。今後著作権法と図書館実務の関連について、大いに認識を深める必要のあることを痛感させられた。閉講式の終わったあとで、各係官を取り囲んで、盛んにあちこちで質問が行われていたが、それをみても各館ともいかに多くの難問をかかえているかを物語っていたと思う。

(えざき・ひさたけ：中央図書館閲覧課参考掛)

レファレンス・コーナー

(その20)

——中央図書館情報資料掛——

中央図書館の情報資料掛(電・5310・5317)では、利用者の方々から寄せられてくるいろんな質問事項の調査を行っていますが、ごく最近にあった質問のなかから幾つかを、ご参考のためにここへ挙げてみることにします。

質問1 留学生の提出書類等を検討するため、インドの教育制度の概略を知りたい。

回答例 世界教育辞典(370.3/Se22)によって、インドの初等・中等・高等教育の歴史および現状を知ることができる。なお、年令と学年を軸とした学校系統図が大変みやすくて便利。

質問2 1969年に東京で開かれた品質管理国際会議の議事録は出版されているか。会議の議事内容を知りたい。

回答例 わが国で開催予定の国際会議一覧表1969(参考図書室・情報資料コーナー)によると、正式の会議名は、International Conference on Quality Controlで、東京会議の事務局は、日本科学技術連盟である。国立国会図書館洋書速報 第346号(参考図書室・書誌コーナー)で、この会議の議事録(Proceedings)が出版されていることがわかった。ただし九州大学は所蔵していない。会議の詳しい内容等については、事務局の日本科学技術連盟に問い合わせるとよい。全国各種団体名鑑(061/Z3/1970)で、その住所と電話番号を調べて紹介した。なお、この連盟発行の雑誌「品質管理」20巻12号('69)P.1613~1645に、「品質管理国際会議1969——東京(特集)」という記事があるので参考までに付記しておく。

質問3 ドイツ出版社の文庫と思われるが、“ペハー文庫”の綴りを知りたい。

回答例 The Europa year book 1966(010/E/25)で調査。ドイツの出版社の中に、C. Pfeffer Verlagという会社がある。おそらくその出版社から出ている文庫物と思われる。したがって、ペハーの綴りは“Pfeffer”

質問4 1966年にワルシャワで開かれた Federation of European Biochemical Societies の第3回会議の会議録の書名・編者・出版社名を知りたい。

回答例 国立国会図書館所蔵・科学技術関係欧文会議

録目録(403.1/Ko49/1-1948/69)によると、この第3回会議の会議録としては次の3種が出版されている。

(1) Biochemistry of mitochondria; papers (Ed.: E. C. Slater, Z. Kaniuga, L. Wajtczak) (2) Genetic elements; properties and function. (Ed.: D. Shugar) (3) Biochemistry of blood platelets. (Ed.: E. Kowalski, S. Niewiarowski) 出版社はいずれも Academic Press (London) で、本学では(2)を理学部と医学部生化学教室で所蔵している。なお、この科学技術関係欧文会議録目録の本文は、コントロール記号によって分類別に排列されているが、巻末に会議の開催年月索引、会議名索引、主催団体索引、書名索引があり、どの索引にもそれぞれコントロール記号が付してあり、それによって本文が検索できるようになっている。

質問5 学芸員の資格の中に、無試験認定という項があって、「学位規則・昭和28年文部省令第9号を有する者」というのがあるが、これに修士は該当するのか。なお、学芸員について詳しく知りたい。

回答例 文部法令総覧・昭和47年版(207/モ/13)で調査。文部省令・第9号(学位規則)第2条に、“学位は博士及び修士とする”とあるので、この場合修士も該当する。なお、学芸員については、教育小六法・昭和47年版(207/キ/16)の博物館法の項に詳しい。学芸員とは、博物館資料の収集・保管・展示および調査研究その他これと関連する事業について専門的事項をつかさどる専門職員で、その資格なども知ることができる。

質問6 Epithelial mesenchymal interactions.

1968. (Williams and Wilkins) の著者を知りたい。

回答例 Books in print 1968. Vol. II: Titles and publishers. (010/B/59)によると、この書の著者は、Fleishmajer, Raul & Billingham, Ruper である。

(表Ⅱ)

利用度の高い指定図書

書名	著者名(編者名)	出版社名	指定講座名	利用回数
刑法事典	木村 亀二	青林書院新社	刑 法	70
物 権 法	団 藤 重 光	岩波書店	民 法 第2	68
民法総則	我 妻 栄	"	民 法 第2	67
理化学辞典	玉 虫 文 一	"	電 気 第3	59
理論電磁気学	砂 川 重 信	紀伊国屋	磁 性 体 物 理	57
量子力学	小 谷 正 雄	裳 華 房	原 子 核 反 応 学	55
量子力学	SCHIFF, L. I.	吉岡書店	構 造 化 学	55
註解日本国憲法 (上)	石 井 照 久	有 斐 閣	憲 法	53
法学教室 (2)	我 妻 栄 等	"	刑 法	52
法 積 刑 法 (6)	団 藤 重 光	"	刑 法	50
法学教室 (1)	我 妻 栄 等	"	刑 法	49
法学教室 (6)	我 妻 栄 等	"	刑 法	47
金属便覧	日 本 金 属 学 会	丸 善	冶 金 学 第3	47
法学教室 (5)	我 妻 栄 等	有 斐 閣	刑 法	45
量子力学 (1)	小 出 昭 一 郎	裳 華 房	構 造 化 学	44
註解日本国憲法 (下)	石 井 照 久	有 斐 閣	憲 法	43
電子回路ハンドブック	電子回路ハンドブック編集委員会	丸 善	電 子 第1	40
民法演習総則	谷 口 知 平	有 斐 閣	民 法 第3	40
刑法の論点 (上)	井 上 正 治	法学書院	刑 法	39
解析概論	高 木 貞 治	岩波書店	数 学 解 析 学	39
半導体ハンドブック	半導体ハンドブック編纂委員会	オーム社	電 子 第1	39
刑法講座 (2)	日 本 刑 法 学 会	有 斐 閣	刑 法	38
債権各論 (上)	我 妻 栄	岩波書店	民 法 第1	37
数学ハンドブック	数学ハンドブック編集委員会	丸 善	電 気 第1	37
物理化学実験法	千 原 秀 昭	東京化学同人	物 理 化 学	37
法 積 民 法 (19)	加 藤 一 郎	岩波書店	民 法 第1	37
生 化 学	Conn, E.E. Stumpf, P.K.	東京化学同人	酵 素 化 学	35
量子力学	山 内 恭 彦	培 風 館	磁 性 体 物 理	35
民事法学辞典 (下)	末 川 博	有 斐 閣	民 法 第1	34
磁性	金 森 順 次 郎	培 風 館	低 温 物 理	34
債権総論	我 妻 栄	岩波書店	民 法 第2	33
量子力学	荒 木 源 太 郎	培 風 館	構 造 化 学	33
新民法演習総則	谷 口 知 平	有 斐 閣	民 法 第1	32
刑法講座 (3)	日 本 刑 法 学 会	"	刑 法	32
刑法講座 (6)	日 本 刑 法 学 会	"	刑 法	32
磁性	中 村 伝	槇 書 店	構 造 化 学	32
生化学研究法 (2)	安 藤 鋭 郎	朝倉書店	生 物 化 学	30
放射線測定	飯 田 修 一 他	"	半 導 体 物 理 学	30
量子力学	SCHIFF, L.I.	吉岡書店	原 子 核 反 応 学	28
神経生物学	黒 川 正 則	共立出版	動 物 生 理 学	28
物理学選書 (7)	三 浦 巧 等	裳 華 房	応 用 原 子 核	26
場の古典論	ランダウ・リフジツ	東京図書	地 球 物 理	26
トランジスタ回路の基礎	菅 野 卓 雄	日刊工業新聞社	電 子	25
電気磁気学	宇 田 川 銑 久	広川書店	電 気 第1	25
有機化学 (上)	ROBERTS, J.P. CASERIO, M.C.	東京化学同人	有 機 化 学	25
刑法講座 (5)	日 本 刑 法 学 会	有 斐 閣	刑 法	24
刑法講座 (4)	日 本 刑 法 学 会	"	刑 法	24
生物電気	岩 瀬 善 彦	南 江 堂	動 物 生 理 学	24
Fortram による数値計算プログラム	マコーミック・サルバドル	サンエンス社	通 信	23
固体物理学	永 宮 健 夫 他	岩波書店	構 造 化 学	23
民法演習 (2)	加藤 一郎・谷口知平	有 斐 閣	民 法 第3	22
有機化学反応機構	ブ レ ス ロ ウ	広川書店	農 薬 化 学	22
力 学	ランダウ・リフジツ	商工出版社	力 学 第2	22
最新化学語辞典	橋 本 吉 郎	三共出版	化 学, 有 機 化 学	22
民法例題解説 (1)	谷口知平 加藤 一郎	有 斐 閣	民 法 第3	21
金属材料の強度と破壊	日本金属学会強度委員会	丸 善	鉄 鋼 冶 金	21
プログラミング入門	竹 下 享	日本経営出版会	通 信	21
有機化学 (上)	Roberts, J.P. Caserio, M.C.	東京化学同人	応 用 化 学 第4	21
量子力学 (下)	SCHIFF, L.I.	吉岡書店	構 造 化 学	21
法学教室 (3)	我 妻 栄 等	有 斐 閣	刑 法	20
基礎電子回路演習	柳 沢 健	オーム社	電 子	20

昭和46年度・指定図書利用状況について

指定図書については、この「図書館情報」ですでに数回ふれられているが、「教官が講義等に直接関連して、学生に必読すべきものとして指定した図書」をいい、中央図書館では箱崎地区7学部の専任講師以上の教官に例年3月推せんを依頼し、教官から要請のあった図書を一定期間「指定図書室」に備え付け、貸出を禁止して学生の利用に供している。

この指定図書は、中央図書館では他の資料にくらべ、最もよく利用され、利用者もまた年々増加の一途をたどっている。(参照、表Ⅰ)

この利用状況は、毎年夏季休暇を利用して調査され、その結果は「図書館情報」に報告されている。昨年、この指定図書は配架の方法を変更した。即ち、図書の分類別による方法から、講座別による配列にかえ、少しでも指定図書のもつ意義に近づけ、利用の効果を高めようと試みた。すでに1カ年を経過しており、例年にならって利用状況を調査し、利用回数が多い順に作成したのが前ページの表Ⅱである。ただここに出て利用回数は、利用後返本台におかれた図書のみをチェックしたものである。直接書架に返すケースが多く、必ずしも実情と一致していない。

この表で目立つことは、理工系、法学系の図書の利用が多いことである。これは表Ⅰの学部別の指定図書室利用者から見て当然であろう。特に46年度法学部学生の増加が著しい。

次に、辞典、ハンドブック等が8点でている。中央図書館では、辞典類は原則として参考図書室におき、ここでの利用を積極的にすすめているが、指定図書として推薦された辞典類は、現在では無条件に指定図書室に配列している。これらの辞典は学生からどの講座においているか等の質問等から見て指定図書としての利用よりも勉学する上の参考図書としての使われ方が多いようで今後、整理して考慮すべき問題であろう。

次に、表Ⅱには全指定図書の利用状況を出していないが、今までの傾向と変わってきている点は、指定図書が講座単位でやや平均して利用されてきていることである。これは利用者が、一応その講座のものは眼を通すなり、或は関連して利用してきたものと云えよう。

しかし、それにしても教官の指定図書推せん率は約30%に過ぎず、非すいせんの教官或は講座に対する不満もでている実情を各教官がうけとめられ、推薦依頼により一層の協力を頂けるよう中央図書館として切望する次第である。

(表1) 箱崎地区7学部学部学生の指定図書室利用状況

	学 部	45年度	46年度
文 科 系	文 学 部	2,287人	1,948人
	教育学部	294	511
	法 学 部	6,981	9,384
	経済学部	2,453	2,113
	小 計	12,015	13,956
理 科 系	理 学 部	6,382	5,942
	工 学 部	15,702	17,543
	農 学 部	1,614	1,593
	小 計	23,698	24,078

本学教官著作寄贈図書

<医学分館>

竹 田 泰 雄 (医学部講師・第一外科)

心臓ペースングの臨床 (竹田泰雄・佐藤元一共著) 昭47 医学出版社 ￥2,000

日 録 47.10.21~11.20

10. 26 自由閲覧室において、所蔵資料“蒙古襲来絵詞 上・下2巻”を、産業労働研究所当番の研究部第三部会事務協議会出席者に展覧
10. 30 福岡県大学図書館協議会福岡地区研究会打合せ会 於福岡大学 東閲覧課長、西島日録掛長、教養部分館長閲覧掛長出席
10. 31 福岡県読書推進協議大会 於福岡県文化会館、東閲覧課長、教養部分館保田掛員出席

11. 1 新館への移転準備のため開架閲覧室(2階全部)・休室
11. 7~10 文部省図書館職員講習会 於大阪大学松下会館、伊藤閲覧掛員、医学分館末次閲覧掛員、法学部山田図書掛員出席
11. 13 学内図書系掛長研修会、於文学部会議室
12. 1 新館へ移転準備のため、参考図書室の利用を、12月1日で休止。なお自習室は、当分のあいだ平常通り開室。